

持続可能で安心できる医療保険制度の構築

【医療保険関係主要予算案（厚生労働省分）】

8兆6,004億円

【施策の方向性】

今後、高齢化の進展等に伴い、医療費の増大が避けられない中、国民の安心の基盤である国民皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能なものとする観点から、平成18年医療保険制度改革の円滑な施行を進めるなどにより、引き続き必要な医療を確保しつつ、給付の合理化・効率化を進める。

1. 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保

8兆5,436億円

- 勤務医の負担軽減及び産科・小児科や救急医療の充実等を重点課題として、診療報酬本体の改定を行う。また、薬価等については、市場実勢価格の変動等を踏まえて適正な評価を行う。

診療報酬改定 ▲0.82%

診療報酬本体	+0.38%
薬価等	▲1.2%

- 安定的で持続可能な医療保険制度運営のため、被用者保険間の助け合いの考え方に立って、政府管掌健康保険に対する支援措置等を講じつつ、各医療保険制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

＜国庫負担の縮減効果を有する主な施策等＞

- ・ 被用者保険による政府管掌健康保険に対する支援措置及びこれを前提とした政府管掌健康保険に対する国庫補助の見直し
- ・ 薬価等の改定（再掲）
- ・ 後発医薬品の使用促進
- ・ 国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し
- ・ 保険加入資格の適正化

（参考）平成19年度補正予算案において、高齢者医療負担増に関し、

- ・ 70歳から74歳の医療費自己負担増（1割→2割）を、平成20年4月から平成21年3月までの1年間凍結すること
 - ・ 75歳以上の被用者保険の被扶養者の保険料負担について、平成20年4月から9月までの6ヶ月間これを凍結し、10月から平成21年3月までの6ヶ月間9割軽減すること
- に必要な経費を計上する。

2. 医療費適正化に関する施策の推進

555億円

- 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施 527億円
- 病床転換助成事業の実施 28億円

3. レセプトオンライン化の推進

13億円

※全国健康保険協会における健康保険事業の事務の執行に要する経費として61.8億円を計上。

平成20年度診療報酬改定について

全体改定率 ▲0.82%

1 診療報酬改定（本体）

改定率 +0.38%

各科改定率	⎧	医科	+0.42%
		歯科	+0.42%
		調剤	+0.17%

2 薬価改定等

改定率 ▲1.2%

薬価改定 ▲1.1%（薬価ベース ▲5.2%）

材料価格改定 ▲0.1%

被用者保険による政管健保支援の枠組み等について

平成20年度の政管健保^(※)に対する国庫補助を1000億円削減するとともに、被用者保険による政管健保に対する支援措置等を講ずることについて与党から申し入れがなされたことから、事前大臣協議において、その取扱いについて協議

※ 平成20年10月以降にあつては、全国健康保険協会管掌健康保険

結 果

与党からの申し入れに基づき、対応することを確認。

政管健保に対する平成20年度の支援措置等について

次のとおり取りまとめたので、年末の予算編成過程において適切な対応を図るよう求める。

一、我が国財政の極めて厳しい状況に鑑み、平成20年度の政管健保（※）に対する国庫補助を1000億円程度削減するとともに、政管健保に対する支援措置等を講ずる。

一、政管健保に対する支援措置等の具体的内容は、別添のとおりとする。

平成19年12月11日

自由民主党政務調査会長

公明党政務調査会長

（※）平成20年10月以降にあっては、全国健康保険協会管掌健康保険

1. 政管健保は、被用者保険のセーフティネットとしての役割を果たしていることから、一元化ではなく、被用者保険間のたすけ合いの考え方に立って、財政上の措置を講ずる。
2. 政管健保への協力を求める額は、1,000億円程度とし、健保組合から750億円程度、その他の保険者からは250億円程度を目途に協力を求める。
3. 政管健保の納付率の向上など一層の経営努力を求める。
4. なお、国保組合についても、別途応分の負担を求める。
5. 上記は、20年度の措置とする。今後のあり方については、別途検討する。